

○庄原市農林道補修補助金交付要綱

平成17年6月13日告示第180号
改正

平成24年3月8日告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農道又は林道の補修をしようとする受益者に予算の範囲内において補助金を交付し、受益者の負担軽減及び地域環境の整備を図るため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則(平成17年規則第46号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 補助の対象となる事業は、国又は県が管理するもの以外の農道又は林道の補修工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(1) 1世帯以上が、唯一の生活用道路として使用している路線

(2) おおむね幅員が1.8メートル以上、延長が100メートル以上の路線

2 補助の対象となる者は、前項に定める補助対象事業の受益者とする。

3 施工は、碎石を基本とし、30メートル当たり1立方メートル以内とする。ただし、市長が維持管理のために必要があると認めたときは、この限りではない。

(補助額等)

第3条 補助金の額は、事業に必要な碎石の購入費又は、相当額とする。

(交付申請の手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現況を調査し、適当と認めたときは、交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を当該申請者に通知する。

2 市長は、事業を適切に行わせるため、前項に定める通知書に必要な指示又は条件を付することができる。

(事業の実施)

第6条 前条第1項に定める交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定通知書を受領した日から1か月以内に対象事業を実施しなければならない。

2 交付決定者は、市長が指定する業者から当該事業に必要な碎石を購入するものとし、代金の支払いについて、購入業者に補助金の請求及び受領委任をすることができる。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、対象事業を完了したときは、速やかに実績報告書（様式第3号）及び前条第2項に定める委任状を市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年6月15日から施行する。

附 則（平成24年3月8日告示第16号）

この告示は、平成24年3月9日から施行する。

様式（省略）